

生駒市規則第 1 1 号

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 1 年 3 月 3 0 日

生駒市長 山下 真

生駒市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

生駒市建築基準法施行細則（平成 1 1 年 4 月生駒市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条第 1 項第 2 号中「同年 1 0 月 3 1 日」を「同年 1 2 月 2 5 日」に改め、同条第 3 項中「第 1 項の報告に係る報告書の様式は、別に定める」を「省令第 6 条第 4 項の規定により市長が規則で定める書類は、建築設備等の状況を把握するため市長が必要があると認める図書とする」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、同項第 2 号に掲げる建築設備に係る法第 1 2 条第 3 項の規定による報告のうち、省令第 6 条第 1 項の国土交通大臣が定める検査の項目に係る報告の時期は、3 年以内ごとの 4 月 1 日から 1 2 月 2 5 日までとする。

別表を次のように改める。

別表（第13条、第14条関係）

	ア	イ	ウ
	用途	ア欄の用途に供する部分の床面積の合計	報告の時期
1	学校又は体育館	2,000平方メートル以上	平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで
2	病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は児童福祉施設等	300平方メートル以上	平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで
3	劇場、映画館、演芸場、観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂又は集会場	200平方メートル以上	毎年4月1日から同年12月25日まで
4	百貨店、マーケット、公衆浴場又は物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	500平方メートル以上	(1) ア欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで (2) 前号に掲げるもの以外のもの 毎年4月1日から同年12月25日まで
5	ホテル又は旅館	300平方メートル以上	(1) ア欄の用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 平成20年から起算して2年ごとの年の4月1日から12月25日まで (2) 前号に掲げるもの以外のもの 毎年4月1日から同年12月25日まで
6	下宿、寄宿舎又は共同住宅	300平方メートル以上	平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
7	博物館、美術館、図書館、ボーリング場又は水泳場	2,000平方メートル以上	平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
8	事務所その他これに類するもの（階数が5以上で延べ面積が1,000平方メートルを超えるものに限る。）		平成21年から起算して3年ごとの年の4月1日から12月25日まで
備考 1の項から7の項までの複数の用途に供する建築物にあつては、各項ごとにそれぞれの用途に供する部分の床面積の合計をもってその主要な用途に供する部分の床面積とする。			

附 則

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。